

# 菊池川 育てねっと 規約

## (名称)

第1条 本会は、「菊池川 育てねっと」と称する。

## (事務所)

第2条 本会の事務所を山鹿市に置く。

## (目的)

第3条 本会は、利用者・地域住民・市民活動団体・地域自治体・河川管理者等が集い、整備拠点である山鹿大橋付近の整備予定箇所をはじめとして、地域の重要な資源のひとつである菊池川の河川空間を活かした“かわまちづくり”を考え、“利用と管理の実行計画”をとりまとめ、“継続的に実践”することによって、地域の自立的・持続的な活性化に貢献することを目的とする。

## (活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## (事業)

第5条 本会は、第3条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 河川の美化を目的とした清掃・草刈等を行う事業
- (2) スポーツの振興を目的として、グラウンドゴルフ、ミニサッカー等の活動を支援する事業
- (3) 菊池川の河川環境の保全および創出を行う事業
- (4) 菊池川を活用して、体験活動・環境学習等を行う事業
- (5) 活動支援を目的として助言を行う事業

## (会員及び役員)

第6条 本会は、第3条の目的に賛同して入会した、個人及び団体を以って組織し、以下の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 査 2名

1. 役員は立候補、推薦等によって選出する。
2. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### (入退会)

第7条 会員の入退会については別に定める申込書により、申し込むものとする。

1. 入会は随時とするが、退会は年度末とする。
2. 営利、宗教、政治目的を以て会内で活動する団体は受け入れない。

#### (運営)

第8条 本会の運営は、事業収入および助成を以って運営する。

#### (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代理する。
3. 事務局長は、事業の実施を執り行う。
4. 会計は、本会の会計記録、会計処理を行い、会の活動に必要な経費の支払い等を本会名義の口座で管理する。
5. 監査は、本会会計の監査を行う。

#### (事務局)

第10条 本会の事務及び運営を行うため、事務局を置く。

#### (会計年度)

第11条 年度会計を3月末日として監査を受け、4月に会計（収支）報告を行う。

#### (その他)

第12条 この規約に定めるものの他、必要な事項は役員会の同意を以て定める。

#### 附則

この規約は、平成21年7月29日より施行する。

以 上

(別紙-1)

## 菊池川 育てねっと 役員名簿

敬称略、五十音順

会 長	廣田 政彦
副 会 長	荒木 伸一郎
〃	末松 謙治
〃	肘井 光子
〃	山崎 寿雄
事務局長	本山 幸嘉
監 査	福山 節子
〃	山下 学
オブザーバー	国土交通省 菊池川河川事務所
〃	山鹿市役所

平成 22 年 12 月 9 日現在